(設置)

第1条 高梁東中学校区の生徒の教育環境の充実を図ることを目的に高梁東中学校の 再編を検討するため、高梁市立高梁東中学校区学校再編準備委員会(以下「準備委員 会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議、検討する。
  - (1) 再編可否
  - (2) 再編条件
  - (3) 再編方法
  - (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 準備委員会の委員は、次の各号に掲げる者で組織する。
  - (1) 高梁東中学校生徒の保護者及び高梁東中学校入学予定児童の保護者
  - (2) 津川地域まちづくり推進委員会及び高梁東中学校学校運営協議会の代表者
  - (3) 津川小学校校長及び教頭
  - (4) 高粱東中学校校長及び教頭
  - (5) 教育委員会事務局の職員
  - (6) その他必要と認める者

(役員)

- 第4条 準備委員会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 準備委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取)

- 第6条 準備委員会は、必要に応じて関係者に対し、意見を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 準備委員会の事務局は、教育総務課及びこども教育課で行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、会長がこれ を定める。 附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この告示の施行日以後最初に開催する会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、 教育長が招集する。

## 準備委員会委員名簿

所	属	氏 名	備考
		井上 淳	
		草野 由香	
		須山 嘉三	
		西岡 晃子	
		東絵里	
		藤森将司	
		山口 貴久	
高梁東中学校生徒の保護者及び		水野 雄一	
高梁東中学校入学予定児童の保護者		赤井 郁子	
		平川 喜康	
		石崎 とし子	
		加藤 充洋	
		原田 敬浩	
		川建 紗希	
		中山 なつき	
		西森 桂正	
津川地域まちづくり推進委員会及び		矢田部 充	
高梁東中学校学校運営協議会の代表者		平山 竜美	
津川小学校校長及び教頭		山﨑 直哉	
		片岡 靖公	
高梁東中学校校長及び教頭		荒田 真一	
		藤森 聖明	
教育委員会事務局の職員	教育総務課	藤井 聡美	
	こども教育課	三宅 美弥	

## 準備委員会事務局

所	属	氏 名	備考
教育委員会事務局	教育総務課	羽井佐 彰	
	こども教育課	五百蔵 実	
		藤井 健太	